

芸術文化観光専門職大学 大学理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）第二期中期目標で大学ごとに設置することとされた大学理事会（以下「大学理事会」という。）に関し、芸術文化観光専門職大学（以下「本学」という。）の大学理事会について、必要な事項を定めるものとする。

(審議決定事項)

第2条 大学理事会は、次に掲げる事項について審議、決定する。

- (1) 本学の運営の基本方針に関する事項
- (2) 本学において制定又は改廃する規程のうち、本学の財産管理等に関するもの
- (3) 理事会に付議する事項のうち、あらかじめ大学理事会において審議することが特に必要と理事長が認めるもの
- (4) その他大学理事会が定める事項

(組織)

第3条 大学理事会は、理事長、本学の学長である副理事長（以下「学長兼副理事長」という。）、副理事長兼事務総長、本学の副学長、本学の事務局長並びに理事長又は学長兼副理事長が指定する理事をもって構成する。

- 2 学長兼副理事長は、理事長に代わって次条以降で定める理事長の職務を行うことができるものとする。

(招集及び議事)

第4条 大学理事会は、理事長が招集する。

- 2 大学理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 大学理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 大学理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、第2条の審議決定事項を持ち回り審議することによって、大学理事会を開かずに審議、決定することができる。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、第3条第1項に規定する構成員以外の者（漢字を除く。）を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

- 2 監事は大学理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(庶務)

第6条 大学理事会の庶務は、事務局経営企画部企画課において行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、大学理事会の運営に関し必要な事項は、大学理事会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。